

○富山県職業能力開発審議会条例(昭和34年富山県条例23号)

(設置)

第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条第1項の規定に基づき、富山県職業能力開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。ただし、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、各同数とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(特別委員)

第4条 審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、議決に加わることができない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験を有する者である委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、商工労働部において処理する。

(細則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

【参考—職業能力開発促進法】

(都道府県に置く審議会等)

第91条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要な項目を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。